

中世クレタにおける見えないフロンティア

—都市カンディアの共生社会—

高 田 良 太

はじめに

中世地中海世界はしばしば宗教を異にする三つの世界の鼎立として理解される。とりわけ、キリスト教世界（ラテン・カトリックのキリスト教世界とギリシア正教会的キリスト教世界）とイスラームの境界について、フロンティアという概念を設定することで、キリスト教とイスラームそれぞれの価値観や社会構造の違いを理解しようとする研究は数多い。⁽¹⁾ 他方、ラテン・カトリックのキリスト教世界とギリシア正教会的キリスト教世界という二つのキリスト教世界の境界は、フロンティアと呼ばれる概念によって理解されるのだろうか。この二つの世界の間には政治・社会・文化の点からみた様々な違いがあることは言うまでもないのだが、同時代の人々にとってそうした違いは果たして地理的な線もしくは面の形で意識されていたのかを考えてみたいということである。

このような問いを投げかけるのは、少なくとも筆者が専門とする中世後期の地中海世界にあって、二つの世界のフロンティアは対イスラーム、対異教徒に置かれていたように思われるからである。ラテン・キリスト教世界にとってのフロンティアはイベリア半島やラテン＝シリアとしてまず認識されていたと思われる。また、ビザンツ世界でフロンティアに対

応すると思われるリーメスはイスラームとの東部境界域やベチエネグ人に対峙する北部境界域に設定されていた⁽²⁾。こうしてみると、ラテン・カトリック世界、ギリシア正教世界、アラブ・イスラム世界の境界域としてよく知られるシチリアを除けば、本稿で扱う二つの世界の間の地域がはっきりとした地理的境界として認識される事例は、実際にはあまり多くはないように思われる。

ラテン・カトリック世界、ビザンツ世界を構成するそれぞれの勢力もまた多様であった。ラテン・キリスト教世界の側ではノルマン人、十字軍諸侯、イタリア都市国家、クロアチア、ハンガリーといった勢力が、ギリシア正教世界の側では、コンスタンティノーブルの中央政府、主に西部の属州、セルビア、ブルガリアといった勢力が対峙することになった。軍事行動に直接は関わらないにせよ、政治的・精神的な支柱となった教皇やコンスタンティノーブル総主教もその中に数えてよいだろう。このように多彩なプレーヤーが関わったことが、二つの世界の境界をフロンティアと呼べるのか、その成否をめぐる議論を、二層難しくしている。一〇五四年の大シスマを契機として芽生えた宗教的対立が、第四回十字軍によって一二〇四年に引き起こされたコンスタンティノーブル略奪の記憶によって増幅され、繰り返される教会会議を経てその溝が埋まらずにかえって広がっていく、といった東西キリスト教世界の分裂とそれに伴うフロンティアの形成についての概説的な理解⁽³⁾は、あくまでも教皇庁を中心としたラテン・キリスト教世界と、ビザンツ中央政府とコンスタンティノーブル総主教を中心としたギリシア正教世界の間で成立する物語であり、扱う地域ととりあげる勢力を換えた時にはまた異なる関係が浮かび上がってくるのではないだろうか。以上がこれから取り上げる一三・一四世紀のクレタ島（イタリア都市国家と旧ビザンツ属州社会の対峙する地域）を筆者はフロンティアととらえるけれども、それが「見える」のか「見えない」のかを問おうとする理由である。その成否はどうであろうか、以下、考察を進めていこう。

第一章 地理的境界域としてのフロンティア

そもそもフロンティアという言葉は、地理的境界域を指す言葉として理解されることが多い。ここでは、クレタという地域がそのような意味においてのフロンティアたりうるのかを、クレタにおける外国人支配の歴史を概観しながら検証しておく。

第一節 クレタにおける外国人支配の歴史

地中海に浮かぶ多くの島嶼がそうであったように、クレタ島もまた支配者がめまぐるしく交代した場所である。四世紀末に遡るとされるローマ帝国の東西分裂以来ビザンツ帝国の支配下にあったクレタ島は、八二四年頃にはアンタルスからやってきたアラブ人の襲撃の前に陥落し、以後約一世紀にわたるアラブ支配を経験した。一〇世紀に入るとビザンツ帝国は何度もクレタ島の奪回を試み、九六一年に將軍ニケフォロス・フォークスの行った大規模な遠征によって遂にクレタ島はビザンツ帝国の手に取り戻された（ニケフォロスはこの遠征の戦果を手みやげに皇帝の座に就くことになる）。クレタはビザンツの属州として再編され、一二世紀後半には海軍と深い関わりがあったコントステファノス家の影響下にあったようである。⁽⁵⁾しかし、一二〇四年の第四回十字軍のコンスタンティノープル攻略に伴って生じた東地中海世界の混乱のなかでクレタにおけるビザンツ支配は失われ、一二一一年頃までにはかわってヴェネツィアがこの島を支配するようになった。ヴェネツィアによるクレタの支配はその後、四世紀半にわたって続くことになった。一六世紀に入るとオスマン帝国によるクレタへの侵攻が始まり、ヴェネツィア側の最後の拠点であったクレタ島の首府カンディアも、二五年にわたる攻囲戦ののち、一六六九年に陥落した。以降、クレタ島におけるオスマン支配が始まることとなった。⁽⁶⁾こうしたクレタの支配者の移り変わりを見ると、クレタの支配を狙う勢力間での戦闘や緊張関係は比較的長期にわたるものの、ひとたび征服

活動が着手されて新しい支配体制が成立すると、それまでの対立関係が尾をひくことなく安定した体制が築かれるということがある。この意味において、クレタは異なる宗教に属する共同体同士が長期にわたって軍事的・政治的にせめぎあうような意味でのフロンティアではなかったということになる。

第二節 ヴェネツィアによるクレタ支配

その中で、例外的に地域内部での政治的なせめぎ合いが長く続いた時代が、一三世紀である。クレタ史のなかでは、ヴェネツィアの支配が始まった最初の一世紀の間は、新しい支配者であるヴェネツィア人に対し、原住のギリシア人の反乱が相次いだ、戦乱の時代として考えられることが多いのである。

クレタに対して、ヴェネツィアは自国の市民を入植させる政策をとり、一三世紀前半に四回の公的入植を実施した。その他に、私的なたちでクレタに移住したヴェネツィア人、その他のイタリア半島出身者を含めれば、千人〜三千人規模の人口の移動があったとされる。⁽⁷⁾そして、こうしたラテン系の移住者たちは、全島にばらばらに住むようになった訳ではなく、北部の港湾都市（カンディア、レシムノン、カネア、シティア）に集中して居住するようになった。⁽⁸⁾こうした港湾都市では、ヴェネツィアの主導で港湾施設や城壁の建設が進められて外部の陸上空間から独立して海上交通網に接続されるようになるとともに、ギリシア正教会のヒエラルヒーが廃され、その教会施設がローマ・カトリック教会のものへと転用されたり、あるいは新規にローマ・カトリックの教会が建設されていったりした。⁽⁹⁾いわば、都市空間のラテン・カトリック化が進行していったといえる。ヴェネツィアの統治は、港湾都市における支配を固め、周囲へと支配の手を広げていくとする性格を持っていたといえよう。都市空間の変化はそうしたヴェネツィアの統治政策をはっきりと物語っている。では、クレタにおいては、ラテン・カトリックと、ギリシア正教という二つの文明圏の対峙は地理的に可視化できるのだろうか。この問いは換言すれば、クレタ島はフロンティアであったのか、ということでもある。この議論のために有

用なのは、紛争史の議論である。クレタにおけるヴェネツィアの統治は、第四回十字軍以降の、他のラテン＝カトリック系の勢力によるギリシア正教会圏の支配と比べても、紛争が少なかつた地域として知られている。しかし、例外的にヴェネツィアの支配が始まった一三世紀については、アルコン（ギリシア系の地方名望家）を主体とした、対ヴェネツィアの反乱が相次いだ時代として知られている。反乱は、年代記や文書史料から知られているだけで、一三世紀に七回生じており、さらに一四世紀にも三回の反乱が記録されている。⁽¹⁰⁾ こうした紛争の存在自体からすれば、政治的動態においてクレタはフロンティアとして正当に位置づけられるべきであるようにも映る。

ただし、反乱の詳細に目を向けると、結論からいえば、実は地域間の対立は明確な暴力のかたちをとっては現れていない。その根拠は以下の三点に纏められるだろう。第一に、反乱が全島規模の盛り上がりを見せていないことが挙げられる。反乱が起きたと特定される地域は、島西部の狭量な山間地域（キサモス、スファキア、ミュロポタモス）に限定される。以上のことからクレタにおいてヴェネツィア系の住民とギリシア系の住民の対立が、紛争のかたちをとって現れていたと断じることが難しい。第二に、紛争に関わった住民、とくにギリシア系住民の数も必ずしも多くは見積もれない。一五世紀のヴェネツィア人ロレンツォ・デ・モナチスのものした年代記⁽¹¹⁾における反乱の叙述では戦闘描写は限られており、紙幅の多くは平和回復のための交渉のプロセスに費やされる。また、年代記の中で言及されるギリシア系住民もほぼアルコンに限られており、反乱者が農民や教会勢力といった幅広い社会集団であったとは考えにくい事例が多い。そして第三に、こうした紛争とクレタ島外の勢力との関連性が薄いということが指摘できる。特に一二〇四年以降、ヴェネツィアとの対立の局面にあったビザンツ系の国家は、クレタにおいて頻発する紛争に対して効果的に介入すれば、島を取り戻すことも可能だったはずである。ところが、史料上で確認できるかぎり、ビザンツ系勢力が明確に軍事介入したのは、一二二八年から一二三五年まで続いた反乱に、ニカイア帝国のヨハネス三世ヴァタツェスが出兵した事例を数えるに過ぎない。しかも、この時の反乱も最終的にはアルコンたちがヴェネツィアとの和平を選択したことによって、ビザンツ勢力がむしろ

孤立するかたちで結末を迎えている⁽¹²⁾。以上から、ギリシア系住民の蜂起は、あくまでもヴェネツィアの支配を受け入れることを前提とした交渉をより重視していたと理解される。このように、一三世紀のクレタでは確かに多くの紛争が起こったことは事実であるが、そうした政治的対立構造をそのままラテン・カトリック世界とギリシア正教世界の対立として理解し、クレタをフロンティアとみなす根拠としてしまうことは、いささか性急にすぎるといえよう。

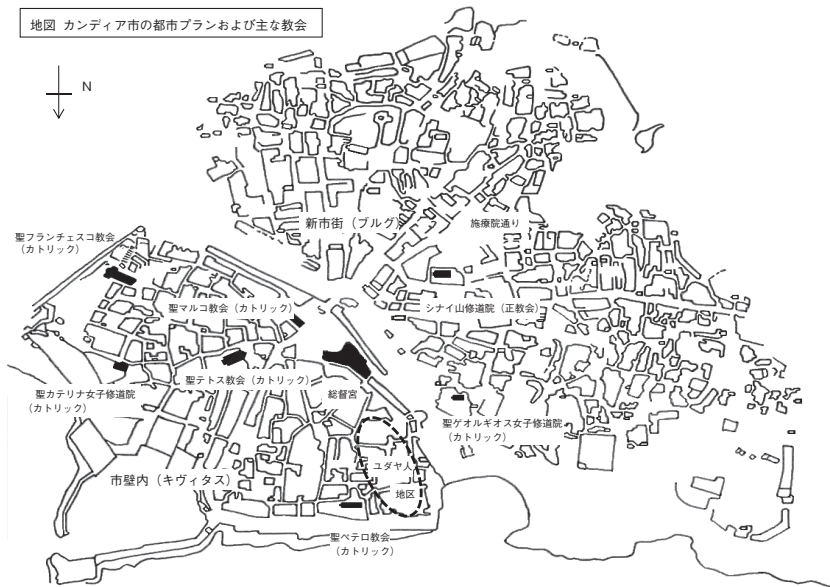
第三節 フロンティアとしての都市空間

次に、北部の港湾都市の空間を、ラテン・カトリック的な空間として考えることが適切であるのかどうか、考えてみたい。ラテン化された港湾都市のうち、内部の状況を詳細に検討できるのは、首府となったカンディア市である。カンディア市は市壁によって隔てられた旧市街と市壁外に伸びた新市街の二つの部分に明瞭に分かれており、一三世紀に支配者であるヴェネツィア系住民の手によって実施された集中的な都市改造の結果、旧市街がラテン的空間、新市街が正教会的空間となるかたちで宗教的分離が進行したとする理解がなされてきた。このように見れば、やはりフロンティアは市壁によって可視化されるといえるのかもしれない。

しかし、近年、カンディア市内の教会のトポグラフィについて精力的な研究を行ったM・ヨルゴブルの見解はそのようなフロンティア理解とは大きく異なるものである。ヨルゴブルが着目したのは、スイス出身の将校H・R・ヴェルトミュラーの命によって一六六八年から翌六九年にかけて作成されたカンディア市の都市図である。この都市図のなかには一三五もの教会施設が詳細に書き込まれており、その多くは創建が中世にさかのぼるものであった。ヨルゴブルはその教会施設の宗派を割り出す作業を行った。ヨルゴブルはまずG・ゲローラが一八九九年に行った教会調査の報告書⁽¹³⁾および調査中に撮映した古写真を利用して、主に建築史的見地から宗派を同定する作業を行った。次に、それらの教会施設が文書史料の中でいつから言及され始めるのかを、一三世紀から一五世紀までの期間を対象として入念に検討したのである。そ

の膨大なデータは、一九九六年に提出された彼女の博士学位請求論文に丁寧なまとめられており、さらに二〇〇一年に上梓された彼女の著書において、さらに簡潔に整理されている。⁽¹⁶⁾

彼女の研究が示しているのは、宗派の境界と市壁との関連性が曖昧であること、そして時代によってその関連性が変化していくことの二点である。ここでは、とくに二〇〇一年の著書において示された教会のトポグラフィに基づいて彼女の研究の概要を説明しておきたい。地図に基づいて説明すると、まずヨルゴブルの調査のうち一三〇三年の教会の分布では、旧市街（キヴィタス）においてはローマ・カトリック教会が、新市街（ブルグ）においては正教会がそれぞれ集中して立地しており、ここでは旧市街と新市街とを分ける市壁が宗派を分ける線と概ね一致しているといえる。⁽¹⁷⁾ただし、分離は完全ではなく、旧市街の内部に正教会がある場合や、逆に市壁の南部の門から南に伸びる施療院通り Via dello Spedale 近辺を中心にローマ・カトリック教会が分布していることが分かる。⁽¹⁸⁾さらに時代を追った変化をみると、一三三三年の宗施設の分布においては、市壁内には新たに二つの正教会の教会施設が確認できるようになっている。⁽²⁰⁾以上から、シナゴグを中心としたユダヤ人地区が市壁内部の空間のなかにあつてさらに壁によって分離されているのとは対照的に、ローマ・カトリック教会の宗派が占有する空間とギリシア正教会の宗派が占有する空間は、市壁によって明確に区切られているわけではなかったことが指摘される。さらにはカトリック教会の多かった市壁内にギリシア正教会が建設されることで、時を追うに従って宗派の分布のモザイク化が進んだといえる。このように、都市の空間利用の問題としてみたとき、市壁をもってエスニシテイの棲み分けるべき領域が規定されていたと考え難しい。このように、クレタにおいては宗派間の境界は地理的領域によってはっきりと可視化されるわけではないのである。⁽¹⁵⁾



小括

以上、クレタにおけるフロンティアの問題を、紛争史研究とトポグラフィによって考察してきた。ここで浮かび上がってくるのは、紛争のような明確な政治的対立構造を含んだ事件によって可視化されたり、市壁などの区分によって明確に切り分けられていたり、といった地理空間上において明確な線や面のかたちで「見える」ものとしてフロンティアを設定することは難しいということである。もちろんより細かく街区をみて、住民分布をみることでできれば宗派の分離を地理空間の問題として浮かび上がらせられるのであろうが、残念ながらそうした都市内の地区毎の詳しい宗派分布を明らかにする作業は、都市社会史料の最も充実したカンディア市の場合においても不可能である。また、もし史料が残存してそのような作業が行われたとしても、主にローマ・カトリック側の宗派分布がモザイク化していく、というヨルゴブルの結論を大きく覆すことにはなりえないだろう。むしろ紛争や市壁の問題を考慮することで地理的に可視化されることのない、「見えない」フロンティアの成否について考えていかなければならない。

第二章 遺言書資料にみる「見えない」境界

前章において述べたように、ローマ・カトリックの宗派とギリシア正教会の宗派の分離の問題は、空間的に明確に可視化されるものではないといえる。そこで一つの疑問が生じる。それは、そもそも同じキリスト教徒であるローマ・カトリック教会の信徒と、ギリシア正教会の信徒は、互いの間にある宗教的境界の壁を認識していたのか、という問題である。

この問題を考えるうえで重要となってくるのは遺言書史料とそれに基づく社会史研究である。なぜならば、遺言書史料を精査したS・マッキーによつて、ローマ・カトリック教会とギリシア正教会の双方に寄進していることが分かる複数の事例が発見されたためである。マッキーによれば、こうした遺言書の作成を依頼した人物、すなわち遺言人はキリスト教内部の宗教的境界の壁を越えるひとたちであった。マッキーはこの遺言書史料の分析結果にもとづいて、クレタ島においては、ローマ・カトリック教会とギリシア正教会のあいだの宗教的境界は越境を許容するような透過性をもつものであると結論付けたのである。⁽²²⁾

このマッキーの主張は、本稿における議論にとつておおきな意味をもつが、残念なことに彼女の分析はおおむね個別事例の検討にとどまっております、越境行為がクレタの社会のなかでの程度許容されていたのか、という点については踏み込んで議論をしていない。そこでここでは、彼女が主著における分析の対象とし、彼女自身が刊行した遺言書史料の詳細⁽²³⁾を再検討することで、中世クレタにおける宗教的境界をどのように定義できるのかを考えていきたい。

第一節 クレタの遺言書史料

まず、本章で扱う遺言書史料についての説明をしておきたい。中世においては財産分与や救霊を目的として、おびただしい数の遺言書が作成されたことがよく知られている。カンディア市においても同様に多くの遺言書が作成された。遺言

の慣習時代は西欧キリスト教世界に特有のものではなく、ビザンツ、イスラーム、ユダヤ教徒も同様に遺言の習慣があり、それぞれのライフサイクルのなかで、遺言書を作成する可能性が生じることとなる。

カンディア市では、多様なエスニシティを反映してヘブライ語やギリシア語の遺言書も作成されていたと考えられるが、本稿の考察が焦点をあてている一四世紀に関するかぎりにおいては、ラテン語もしくはヴェネツィア語によって作成されたもののみが現存している。

こうしたラテン語やヴェネツィア語で書かれた遺言書史料は、証書自体が残存しているわけではない。現在はヴェネツィアの国立文書館の所蔵になる、カンディア市の公証人帳簿のなかに見出される。公証人は依頼人となる遺言人の求めに応じて、不特定の証人の立ち会いのもとに遺言書を作成した。一方で、公証人はその遺言書の内容を自分の帳簿に記載することとなる。この帳簿はクレタ総督に対して納入され、総督の書庫のなかで保管されることとなる。これは、公証人が作成するほかの契約文書についても同様であり、以上のようなプロセスを通じて、私人である公証人の作成した証書が公的に認証され、紛争を未然に防いだり、紛争が生じたさいの解決の糸口となる有力な証拠として利用されたりすることとなるのである。⁽²⁵⁾

したがって、カンディアという都市はエスニシティの面からみて多様性をもつ空間ではあったのであるが、そのなかで営まれていた生活について考えるための史料は、少なくとも世紀に限っては支配者であるヴェネツィア人の使っていたラテン語やイタリア語で記されたものにほぼ限定されるということになる。しかし、だからといって史料に登場する人物がヴェネツィア系の人間で占められる訳ではない。史料のなかにはヴェネツィア以外の出身であることを伺わせるイタリア出身者のほか、その名前からユダヤ人やギリシア人であることが判明するものも少なくない。したがって、ラテン語で書かれた公証人記録のなかにのこされた遺言書のなかから、複数のエスニシティの重なり合いを読み解くこともまた可能となる。

第二節 宗教心性のセグレゲーション

マッキーが刊行した遺言書史料集は、一三二〇年から一四一二年までに作成されたもので、採録された総数は七九〇通を数える。以上の史料からは、どのような宗派間の関係が浮かび上がるのだろうか。史料集を刊行したマッキー自身の研究は、このなかに相当数の「宗派を越える」意識・行動を示す遺言書があることを示唆している。⁽²⁶⁾この指摘が妥当であるとすれば、カンディアという都市においてフロンティアを設定すること自体の意味が大きく問われることになるだろう。しかし、彼女の研究では、そうした遺言書の実数は示されていない。「宗派を越える」遺言書の実数はなお検討を要する課題である。マッキーがこうした遺言書の実数を示していない一因として推測されるのは、彼女が教会施設と宗派の関係について詳細な把握をしていなかったということである。⁽²⁷⁾本稿では、この点について、先にあげたヨルゴブルの教会トポグラフィ研究にもとづいて教会の宗派を決定する。また、ヨルゴブルの分析の対象は、あくまでカンディアの市域にある教会施設のみであり、遺言書のなかでしばしば言及される、カンディア以外の都市や村落部の教会施設については触れられていない。この点については、以下の二点において分類する。ヨルゴブルが参考にした、二〇世紀初頭のゲローラの教会分布調査に基づいて可能なかぎり、宗派の別を確かめる。⁽²⁸⁾こうした手法でも宗派を確かめられない教会のほとんどは、そもそもローマ・カトリック系であるヴェネツィア系住民のほとんどいない村落に立地していることから、正教会である可能性が高いといえる。また、明らかにギリシア語で聖職者を表す単語がラテン語に翻訳されず、そのままラテン・アルファベット表記されている場合についても、これはそもそも史料がラテン語だということを踏まえるならば、正教会の聖職者を指すことは明らかであろう。⁽³⁰⁾

以上を表一に則していまいちど整理しておきたい。まず、①カトリックのみと排他的に関係していることが明らかな遺言書、まず、③正教会のみと排他的に関係していることが明らかな遺言書、⑤正教会とカトリックの双方と関係していることが明らかな遺言書、とは、ヨルゴブルの教会トポグラフィ研究に基づいて、教会施設の宗派を確定することができる

表 1. 遺言書史料にみる宗派

①カトリックのみと関係	291
②カトリックのみと関係している可能性が高い	46
③正教会のみと関係	124
④正教会のみと関係している可能性が高い	41
⑤カトリックと正教会と関係	33
⑥カトリックと正教会と関係している可能性が高い	25
⑦教会名・聖職者名から宗派を判別できない	22
⑧宗教的な内容なし	200
⑨ユダヤ教のみと関係	7
判断できる分量がない	1

Wills from Late Medieval Venetian Crete 1312-1420, ed. S. McKee, 3vols., (Washington, D. C., 1998) に収録された遺言書にもとづいて作成

遺言書や、聖職者の名称についてそれぞれカトリックや正教会を表すと断定できる遺言書のみを集計したものである。次に、②カトリックのみと排他的に関係している可能性が高い遺言書、④正教会のみと排他的に関係している可能性が高い遺言書、⑥正教会とカトリックの双方と関係している可能性が高い遺言書とは、ゲローラの教会分布調査に基づいて、あるいは都市や村落といった立地条件に基づいて宗派が推定できること、また聖職者の名称から宗派を推定できるということを示している。

以上の条件で史料を分析した結果を表一において示した。宗教的越境を示す遺言書は表一の⑤の三三通、宗教的越境を示す可能性の高い遺言書は表一の⑥にあげた二五通ということになる。史料数だけ考えると多いように思えるが、これは全史料中の七％に相当するにすぎない。一方で、宗教的排他性を示す遺言書は表一の①（二九一通）および③（一四五通）および⑨（七通）、宗教的排他性を示す可能性が高い遺言書は表一の②（四五通）および④（四一通）にのぼっており、最低でも五五％、最大に見積もって六七％の遺言書は、遺言者と教会が宗派的にみて排他的に結びついていたことを示しているといえる。このような数字の概算によって量的に把握することで、少なくともマッキーが主張するような「宗派を越える」行動や意識が相当数確認できるとはいえ、それを都市社会全体の傾向として強調することには無理があるといえよう。では、五八通を数える「宗派を越える」性格をもつ（もしくはその可能性が高い）遺

言書資料はカンディアにおける宗派間の境界を理解するうえでどのように資するのであろうか。この考察において欠かさないのが以下に続ける、遺言書の質的分析である。

第三節 宗派を越える遺言書

なぜ、カンディアの住民たちの残した遺言書のなかにローマ・カトリック教会とギリシア正教会の双方との関わりがあることを示す資料が相当数みられるのだろうか。この点についてマッキーは地縁や人的関係など多岐にわたる理由を挙げている。⁽³¹⁾ その詳細については後程述べるが、マッキーは、こうした多様な関係があったことこそがカンディアにおけるエスニシテイ間の垣根を下げていたことの証左だとする。この結論自体には首肯せざるをえないものの、人間の関係や距離の取り方は千差万別である。マッキーの結論は、様々な事例を列挙しただけで、個々の関係が遺言者にとって格段の配慮を要する「強い」ものであったのか、それほどの配慮を必要としない「弱い」ものであったのか、という点については断言を避けている。前者は具体的には血縁・縁戚関係であり、後者は非血縁的家族関係や地縁を指している。

このうち、マッキーが重視しているのは明らかに前者である。その理由は二点挙げられる。ひとつは、マッキーがこの「宗派を越える」行動・意識との関連で、とりわけ異宗派婚によって結ばれた男女や、そうした結婚によって生まれた子供 *gasnuli* に⁽³²⁾ ついての解説に特に紙幅を費やし、事例を丁寧で紹介している。「同輩」や「友人」と比べて婚姻関係に重きが置かれるのは、中世ヨーロッパにおける大きな特徴であるといえる。そして、彼女はこの章を「我らの血の義務」と⁽³³⁾ いうタイトルでまとめられており、異宗派婚などによる血縁・縁戚関係がエスニシテイの間に取り結ばれることを、カンディア市においてエスニシテイが超克されていた、ことを示すうえで重要な根拠としている。

しかし、マッキーの研究が示唆するようにはたして「宗派を越える」行動・意識は、異なるエスニシテイを強く繋ぐような関係であるのだろうか。五八通の遺言書の事例に即して検討してみたい。この五八通の内訳について、まずジェンダー

についてみると、男性の遺言書が三三通、女性の遺言書が二五通である。次に、遺言者の身分についてみてみよう。まず、男性については男性自身が名乗っている家門名から判断すると、ヴェネツィア貴族であるものが一名、特権的入植者であるものが一六名⁽³⁵⁾、その他、ヴェネツィアやイタリア出身者が八名おり、二五名はいわゆるラテン系の出自をもつものである。一方で、明らかにギリシア系の出自を持つものはわずか六名に留まる⁽³⁷⁾。男性の場合には、「宗派を越える」行動・意識とはほぼラテン系住民のそれであると言える。次に、女性についてみよう。女性の場合は父方の姓を名乗る場合と夫方の姓を名乗る場合に大別される⁽³⁸⁾。夫方の家門でみると一九通の遺言書において遺言者は入植者の家門名を名乗っていることがわかる⁽³⁹⁾。その他、ヴェネツィア貴族家門出身者を夫にもつ者が三名、イタリア系が一名である⁽⁴¹⁾。夫の姓から出身を判別できない者⁽⁴²⁾と未婚の者⁽⁴³⁾それぞれ一名を除くと、ほぼ全員がラテン系の男性との既婚者であるといえる。他方、父方については不明の事が多い⁽⁴⁴⁾。判明している事例をみていくと、特権的入植者の出身が六名、ヴェネツィア貴族家門の出自を持つものが一名⁽⁴⁶⁾、その他イタリア系の者が一名⁽⁴⁷⁾、ギリシア系の出自を持つ者が四名である⁽⁴⁸⁾。女性の場合、「宗派を越える」行動・意識が確認できる遺言書の遺言人は、ラテン系の男性と結婚しているという特徴はあるものの、女性側の出自に共通した特徴を見出すことは難しい。

次に、異宗派婚について考えてみたい。この点についても、男女の遺言書で分けて考えてみよう。この場合、親族内に異宗派であることを示唆する人物がいるかどうかが大きな鍵となる。まず、男性についてみてみる。男性の場合、配偶者ないし親族に異宗派であるとはっきり分かる人物が認められることはほとんどない。唯一、公証人ステファヌス・ボノの残した遺言書においては、遺言者がギリシア系女性と婚姻関係にあったことが推測される。さらには、ギリシア正教会である聖ミカエル・アルカンゲリ教会への埋葬の希望と寄進が確認できることも重要である⁽⁴⁹⁾。ただしギリシア正教会への寄進について、ステファヌス・ボノは「私がそこでギリシア語を習得した⁽⁵⁰⁾」と述べている一方、妻と正教会との関係について一切触れていない。また、妻の実家であるサクリキ家とこの教会との関係についても浮かび上がってくる情報はない⁽⁵¹⁾。

以上から、ボノが血縁関係に配慮して、正教会での埋葬を希望し寄進を表明しているとは考えにくいのである。あくまでもギリシア語習得という彼自身の目的が達成されたために、⁽⁵²⁾謝礼の意味で寄進がなされているとみたほうがよいだろう。後にのべる、「弱い」関係ととらえるべきものである。次に、女性に関しては、四例の事例が認められる。⁽⁵³⁾したがって、五八通の遺言書において明確にギリシア系住民とラテン・カトリック系住民のあいだの結婚と、ローマ・カトリック教会とギリシア正教会の双方に寄進がなされていることを関連づけて理解できる事例というのは、たった四例にとどまるということになる。このように見ると、「宗派を越える」行動・意識と異宗派婚の関連性を主張し、さらにはそこからエスニシティの融合・混濁にまで話を広げるマッキーの議論の土台には大きな問題が横たわっていると云わざるを得ないのである。

一方で、直接的な血縁や婚姻関係にない「弱い」人間関係についてはどうだろうか。実際には、五八通の事例のうち多数を占めるのはこうしたケースである。以下、遺言者のハウスホールドとかかわった人物と地縁の二点について説明しておきたい。

奴隷・使用人・乳母といったハウスホールドと密接に関わる人物もまた、遺言者の宗教的越境に関係する。とりわけ入植者のハウスホールドはこうした非血縁の人物を抱え込むような構造になっており、そうした人々の出自はギリシア人であることが多い。⁽⁵⁴⁾そして、そうした境遇のギリシア人の中でも、とりわけ女性は入植者のハウスホールドでの勤めを終えたのちに正教会の修道院に入り、修道女として老後を過ごす事例が多い。このとき、元雇い主である遺言者は、その宗派がカトリック側である場合でも宗派を越えて修道女となった元奴隷や使用人との個人的な関係を維持しており、しばしば彼らを遺言書における遺贈の対象に加えている。⁽⁵⁵⁾

次に、地縁について考えてみたい。遺言者の所持する所在する場所に関係して、すなわち地縁のために遺言者の宗教心性が宗派を越えることもある。おもに入植者のハウスホールドは都市と農村に住居をもち、双方を行き来していたと考え

られる⁽⁵⁶⁾。こうした生活形態から入植者たちは、都市生活者としての顔と農村生活者としての顔の、二つの側面をもっていたことになる。そして、農村において人口のほとんどはギリシア系住民によって占められており、また宗派的にはギリシア正教会が圧倒的な優位に立っていた。したがって、農村に地盤をおいた入植者がギリシア正教会との何らかの関係をもつ機会は多分にあったと言える。どのような関係だったか、具体的に把握することは困難であるとはいえ、遺言書史料においても関係があることを示唆する例が見出される。八通の遺言書ではラテン系の遺言者が、自らの地盤がある集落の正教会にあてて寄進していることが分かる⁽⁵⁷⁾。

ここまで見てきたところでは、五八通の遺言書のうち異宗派婚に関連するケースが少ないことが明らかである。マッキーの主張のような、「宗派を越える」意識・行動は、結婚に代表されるような個人と個人、親族と親族の間の強い結びつきではない。むしろ、宗派間のあいだには弱く多様な結びつきがとりむすばれており、そうした関係を容認する雰囲気は社会において醸成されていたことこそを示していると言える。

第四節 遺言者の身分と寄進動向

次に、身分や保有財産規模によって「宗派を越える」意識・行動に違いが生じているのか、という問題について考えてみよう。先に述べたように、「宗派を越える」意識・行動が確認できる遺言書をみると、男性の遺言者に関してはラテン系とくに入植者の出自を持つものが大半であり、かつ異宗派婚がほとんど確認できない。女性の場合にも入植者の出自を持つ夫と結婚している事実はあるものの、女性自身がギリシア系の出自であることを示す史料は少ない。こうしたことから「宗派を越える」意識・行動とは、入植者をはじめとした社会的な上層において顕著であるといえる。では、都市社会の中層においてはどのような宗派やエスニシティの意識を持っていたのだろうか。この点について、排他性を示す遺言書の遺言書を手がかりとして考えてみたい。

(一) エリート層

表二は、カトリック教会に排他的に関係する遺言者と、正教会に排他的に関係する遺言者とを比較したものである。両者を比較すると、カトリック教会と排他的に関係する遺言者にはヴェネツィア貴族やヴェネツィア系の有力入植者といったエリート層が多くみとめられる。一方で、正教会と排他的に関係する遺言者を検討すると、ヴェネツィア貴族や入植者は少なくなる。以上のような数的な傾向は、カトリック教会と関係する社会集団は支配者層であるヴェネツィア系の住民に一致し、他方で正教会と関係する社会集団が被支配者層であることを示唆している。とはいえ、そのように断定するには、なお考察を要する二つの問題が含まれている。ひとつは、非エリートの人々の存在であり、いまひとつは、スリアノ(Suriano)ラテン語で家門を表記されている人々がギリシア系なのかラテン系なのか、という問題である。

(二) 都市市民層

最初の問題から考えてみよう。カトリック教会に排他的に関係する遺言者の中にも、正教会に排他的に関係する遺言者の中にも、相当数の非入植者・非ヴェネツィア貴族が含まれている。彼らの遺言書に記された遺産の総額は比較的低く、財産規模も小さい。また、カンディアの公証人に遺言書を依頼していることから都市住民の可能性は高い。おそらくこうした人々の多くは中層の都市住民であったのだろう。この都市中層においては、宗派間の境界は乗り越えられていたのだろうか。

この都市中層のグループのなかで、カトリックとの排他的な関係を示す集団と正教会との排他的な関係を示す集団を比べると、二つの集団に共通する家族名がほとんどないことがわかる。唯一の例外はスクラヴォという家族名を持つグループで、どちらの母集団にも認められる。⁽⁵⁸⁾ただし、史料の作成された年代に大きな幅があること、スクラヴォという家族名がイタリヤ側にもビザンツ側にも存在する家門であることを考慮すると、スクラヴォという家族が一四世紀初頭から一五世紀初頭にかけて存在し、かつカトリックと正教会の双方の宗派を自ら選択する個人を輩出していた可能性は低いと言え

表2 カトリック・正教会のどちらかに排他的に関係する遺言者の身分

カトリックと排他的に関係する遺言者の身分

	男性 (史料数 161通)	女性 (史料数 175通)		
		父方の家門	夫方の家門	遺言者の 名乗る家門
ヴェネツィア貴族	20	2	12	0
入植者	71	52	96	3
有力家門の出身者ではない もの	61	21	43	4
内訳 ヴェネツィア人	2	0	2	0
イタリア人	16	0	6	0
カトリック聖職者	3	0	0	0
アルコン	1	0	2	0
ユダヤ人	0	1	3	0
不明	0	2		

正教会と排他的に関係する遺言者の身分

	男性 (史料数 77通)	女性 (史料数 88通)		
		父方の家門	夫方の家門	遺言者の 名乗る家門
ヴェネツィア貴族	3* (0)	1* (0)	2* (0)	0
入植者	6	6	21	0
有力家門の出身者ではない もの	41 (44**)	15 (16**)	37 (38**)	5
内訳 ヴェネツィア人	1	0	0	0
イタリア人	0	0	0	0
ビザンツ人	0	1	0	0
正教会司祭とその家族	11	3	4	0
アルコン	0	3	2	0
ユダヤ人	0	0	0	0
不明	4	3		

* Surianoがヴェネツィア貴族である場合

** Surianoが非有力家門である場合

Wills from Late Medieval Venetian Crete 1312-1420, ed. S. McKee, 3vols., (Washington, D. C., 1998) に収録された遺言書にもとづいて作成

る。カトリック側のスクラヴォ家と正教会側のスクラヴォ家は血縁関係のない別個の家族であったらう。

また、カトリックとの排他的な関係を示す集団と正教会との排他的な関係を示す集団にはそれぞれ特徴をもった家族名をもつ遺言者がいることがわかる。たとえば、カトリックの側では「De + 地名」によって本人ないし親族の出身を示す事例が多く認められる⁽⁵⁹⁾。これらの出身地名は、ヴェネツィアのほか、パドヴァ、ヴェローナ、ヴィチエンツァといったヴェネト地方の都市、あるいはフォルリ、パルマ、クレモナ、ボローニヤといったエミリア街道沿いの都市ないしはその延長線上にあるミラノやピエモンテ地方に大別される。その他、トラヴェルサリオ家やデ・ボイアルド家といったロマーニヤ地方に勢力をもつ家族名も確認できる⁽⁶⁰⁾。したがって、ヴェネツィアの都市民のほか北中部イタリアを中心としてヴェネツィアに向かい、さらにヴェネツィアを起点としてヴェネツィア支配下の海外領土へと移住していった人々がこのグループにかなり含まれると考えることができる。この家族名にみられる特徴は正教会と排他的に関係する都市中層のグループにはまったくみられない。

一方で、正教会と排他的に関係する都市中層のグループの特徴としては、ギリシア語起源であることがわかる家族名が多数を占めるということが挙げられる。さらにそれがギリシア語起源の家族名をもつラテン語・ヴェネツィア語話者でないことを示す証拠としては名前の表記に *ga*, *da*, *ta*, *ca* といった綴りが多用されているということがあげられる。これは、中世以降のギリシア語の特徴である *[għ]*, *o [dħ]*, *o [tħ]*, *o [ch]* といった気息を含む子音がラテン・アルファベットで表わされているのである⁽⁶¹⁾。こうした音韻の特徴をもった人物名は、カトリックと排他的に関係するグループにおいては、男性にも女性にも認められない。このように、都市中層の二つのグループに特徴的な家族名が、別のグループには含まれていないことから民族の境界を越える動き、すなわち改宗が行われた可能性が非常に低いことと言える。したがって、カンドリアの中層の都市民の中では婚姻や改宗によって民族集団の境界を越える動きは少なく、したがって同化が進んだ可能性もきわめて低い。カトリックおよび正教会のそれぞれのコミュニティのかたちで、宗派によって分断される傾向

が強かったと考えられる。

(三) スリアノを名乗る人々

次に、表二の正教会に排他的に寄進しているグループの中で、ヴェネツィア貴族として区分されているスリアノという家族について考えてみたい。この家族名を持つ親族集団がヴェネツィア貴族の一角を占めていることはよく知られている。⁽⁶²⁾ただし、近年のクレタ研究では、ヴェネツィア貴族ではなく、同じ家族名をもつギリシア系として扱われる。⁽⁶³⁾その根拠は必ずしも明らかではないので、ここでは遺言書にあらわれる人間関係の点から、スリアノを名乗る人々の出自を検証したい。遺言書史料においては、スリアノを名乗る人物が一九通の史料において二四名確認できる。史料の内訳としては、スリアノ家の男性、またはそうした男性を夫とする女性の遺言書が七通あり、それ以外の一二通の遺言書ではスリアノ家の一族が何らかのかたちで遺言に関わっている。⁽⁶⁴⁾まず、他者の遺言書にスリアノ家の人物が関わっている事例のうち八通の史料において、遺言者は遺贈の動向や名前から、ギリシア系の出自をもつ人物であると推測できる。⁽⁶⁵⁾それ以外の四通の遺言書は入植者の作成した遺言書だが、スリアノを家族名として名乗る人々は債務者⁽⁶⁶⁾、証人⁽⁶⁷⁾、知人⁽⁶⁸⁾として遺言書に登場するにすぎず、親交があったことを示す史料は一通のみである。⁽⁶⁹⁾こうした入植者・ヴェネツィア人との関係の薄さは、スリアノ家のものが作成した遺言書においても顕著である。全七通の史料の中で、入植者が遺言書の中で具体的な役割をあたえられているのは、わずか一例にすぎない。⁽⁷⁰⁾したがって、スリアノを名乗る人々はヴェネツィア人や入植者を中心とした人的紐帯のというよりは、おそらくギリシア系の都市民の人的紐帯に近い位置にいた人々であったと結論づけられる。すなわち、彼らはギリシア語で *Messinians* と表記される家族名を持つ集団であり、ラテン語で表記した場合にヴェネツィア貴族とたまたま一致したにすぎないのである。

小括

本章では遺言書を手掛かりとして、心理的な意味でカンディヤ市民を訳へだてていた宗派間の壁について考察してきた。その結果明らかとなったことを三点にわけて記しておきたい。

まず、マッキー自身が発見した、「宗派を越える」行動・意識を示す遺言書について、マッキー自身はその資料の総数を示していなかったが、全史料中の七%にあたる五八通を数えており、相当数の遺言書において「宗派を越える」行動・意識が確認された。

ただし、五八通の遺言書を詳しくみていくと、マッキーの言うような異宗派間の強いつながりを示す例はそれほど多くはないことが分かる。むしろ、元奴隷で解放後に修道院に入った女性に対して遺贈したりする非血縁的關係や、自分の土地財産のある村落にある正教会に寄進する地縁的關係といった多様で血縁ほどの強さをもたないつながりにもとづいて、金銭のやりとりがなされることのほうが多かったといえる。

また、「宗派を越える」行動・意識自体が、高い身分や富裕層にとりわけ特徴的である点もうかがびあがってくる。逆に、都市民中層に目を向けると、そもそものエスニシティは判別しにくくなるがカトリックか正教会のどちらかにしか寄進していない人々がその大半を占めることから、宗派の垣根というものが一層強く浮かび上がってくるといえる。

第三章 宗教的な内容を含まない遺言書

ここまでの考察では、遺言書史料における遺言者のエスニシティを、主として教会や聖職者とのかかわりから推測してきた。しかし、遺言書史料のなかには教会や聖職者との関わりが全く浮かび上がってこない遺言書もある。こうした「宗教的な内容を含まない遺言書」は、本稿で用いている遺言書資料集に採録された七九〇通のうち二〇〇通と、四分の一強

を占めている。これらの資料群を含めた考察をすることが必要であろう。

第一節 史料の特徴

まず、これらの遺言書の特徴を概観してみたい。宗教的な内容を含まないとはいえ、神への祈りで始まり、限られた命を直視しようとする旨が書かれたプロトコルは必ず付されており、完全に脱宗教的な遺言書であるとも言えない。宗派がローマ・カトリックであるにせよ、ギリシア正教であるにせよ、ユダヤ教であるにせよ、遺言者は何らかの信仰を有していたが、何らかの理由で宗教的な内容を遺言書に盛り込むことができなかつたのだと理解するべきであろう。

これらの史料群をジェンダー、身分、エスニシティの点から大まかにみていこう。まず、男性の遺言書は八三通、女性の遺言書は一一七通を数える。女性の遺言書が多いことが特徴である。その要因として考えられるのは寡婦産制度の存在である。女性の場合には、寡婦産として夫の死後に受け取った、あるいは受け取る予定の財産の処分に限定した遺言書を作成している場合が多いため、全ての財産を分与するよりも少額となる場合が多いのであろう。

次に身分を見ていくと、男性のうちでエリート層を形成すると思われる遺言者（ヴェネツィアの貴族家門ないし、カンディアの市議会で議席を有する家門）の遺言書は三三通を数え、女性のうちでは四五通である。さらに内訳をみると、ヴェネツィア貴族、カンディアの市議会で議席を有する家族、ギリシア系名望家、一一一年の入植認可状において名前を認⁽⁷¹⁾できる家族、これらのうちのどれかを父系の出自としていることが分かる女性の遺言書は一五通、夫の家族名を名乗っている女性の遺言書は三五通が確認できる。なお、父系でも夫の家族でも高貴な出自と思われる女性の遺言書は一二通であり、父系と夫の家族名のどちらを名乗っているのか分からない事例が一通の遺言書において見られた。中層以下の市民の遺言書については、男性の場合は残り五〇通が該当する。女性の場合は、父方の家門でみた場合は三一通の遺言書において、夫方の家族名でみた場合には、五八通の遺言書において、中層以下の出自であると推定される⁽⁷²⁾。その他、父方か夫

方か不明だが、家族名から中層以下と推定される遺言書が五通ある。以上から見て明らかであるのは、第二章において検討した、宗教的内容を含む遺言書の遺言者は身分的に上位であることが多いのに対して、本章において検討する宗教的内容を含まない遺言書の遺言者では、中層以下と推定されるかそもそも出自が分からないことが相対的に多くなる。

最後に、エスニシテイをみていこう。まず男性の場合、ラテン系であると推定できるのは五〇名の遺言者である。女性の場合は、父系でたどると二一名の遺言者がラテン系と推定でき、⁽⁷³⁾ 夫方でたどると五五名の遺言者はラテン系の出自を持つ男性との婚姻関係にある。また、父方か、夫方か分からないが、ラテン系の家族名を名乗っている例が一通の遺言書において確認される。ローマ・カトリックであることが確実に分かる例は、男性・女性ともそれほど多いとはいえない。一方で大きな集団をなしているのはユダヤ人で、二四通の遺言書を数える（男性は三通、女性は二一通を数える）。⁽⁷⁴⁾ 最後に、ギリシア系については男性では一三通の遺言書が、家族名からギリシア系と推定される。女性では、父方でたどってギリシア系の出自を持つ女性の遺言書は一三通、夫の家族名がギリシア系である場合が一三通の遺言書で確認できる。その他、父方か夫方か不明だが、ギリシア語由来の家族名を名乗る場合が二通の遺言書で確認される。先にみた遺言書を残している層が、宗教的に豊富な内容の遺言書を残している層と比べて、相対的に低いと思われることと比例して、家族名からともとのエスニシテイを推定できる頻度もまた低くなる。

次に、それぞれのエスニシテイにおいて、なぜ宗教的内容を含まない遺言書が作成されているのかを考えたい。第二節においては、ラテン系の遺言者について、第三節においてはギリシア系とユダヤ系の遺言者について考察する。また、これらの遺言書のなかにはギリシア系とラテン系の間で異宗派婚がなされていることが確認できる史料が散見される。そのような、当該史料群のうちにも見出される「宗派を越えうる」遺言書の存在をどう考えるのか、という問題を、第四節において考察することとしたい。

第二節 ラテン系の遺言書

(一) 一時滞在者

ラテン系の遺言者をさらに細かくみていくと、一時滞在者、エリート層、中層に分かれる。まず、考察を要するのは一時滞在者である。一二通の遺言書では、遺言者は、カンディアに永住するつもりはなかったが、客死を余儀なくされることを悟ったために証書作成に至ったという経緯があったことが推測される。⁽⁷⁵⁾これらの遺言者のなかにはヴェネツィア貴族の出自を示す者が少なくない。⁽⁷⁶⁾したがって、残すべき財産は持っていたと思われる。それにも関わらず彼らが宗教的内容を含む、多様な遺言書を残していないのは、遺言によって財産分与が保証される地理的領域が限られていたためと考えられる。そもそも、一時滞在者の財産はカンディア市内ではなく、ヴェネツィアやイタリアといった遺言者の故地にある場合がほとんどであったろう。カンディアで作成した遺言書に、離れた地理的領域にある財産を分与する法的効力を与えることは難しかった。⁽⁷⁷⁾この時に遺言者が取りうるのは、カンディアにおいて信頼できる人物を仲介人に指名して、口頭で財産の処分方法を支持し、遺言執行人に実際にヴェネツィアやイタリアに赴いてもらい、財産分与について遺族に伝えるもらうことであつただろう。たとえば、一三五九年に作成されたアンドレアス・ユステイニアーノの遺言書では、ヴェネツィアに住む二人の親族を遺言書に指名するが、その文面に続けて以下の一文が付け加えられる。

本遺言書はヤコメルス・バロツツイによって作成され、ヴェネツィアに運ばれた。⁽⁷⁸⁾

同様の事情は、一三六四年に作成されたヨハネス・ゲノの遺言書においても伺える。⁽⁷⁹⁾つまり、これら一時滞在者の遺言書を宗派から考えたとき、財産のほとんどはヴェネツィアあるいはイタリアで分与されたと思われるので、本国で遺族の手により宗教団体への寄進がなされている可能性はあるが、それが宗派を越えるものだったとは考えがたい。

次に、こうした一時滞在者以外の、定住者と思われる遺言者について、さらにエリート層男性、都市中層男性、女性に分けて遺言の内容が考察しておこう。その際に、世帯外とのつながりがあるかどうかが重要な指標となる。それは、第二章の考察のとおり、世帯外に広がる多様な社会的関係があることが、「宗派を越える」意識や行動につながっていると考えられるためである。

(二) 女性

先述のとおり、宗教的な内容の記載されない遺言書の、作成依頼者となっている女性遺言者の多くは、可処分財産の一部のみを遺贈するために遺言書を作成している。まず、父方でたどると、エリート出身の女性では一四通のうち五通において近親者以外への遺贈が見られるのに対して、非エリート出身の女性では一通のうち二通において近親者以外への遺贈が見られる。一方で、夫方でたどると、エリートの家門に嫁いでいる女性の遺言書三通のうち、九通においては近親者以外への遺贈がみられ、非エリートの家門に嫁いでいる二四通のうち、三通において近親者への遺贈がみられる。傾向としてエリート層のほうが非エリート層よりも近親者以外との関係がよりはっきりと浮かびあがる。

(三) 男性

エリート層の出自を持つラテン系男性の遺言書は、三〇通にのぼり、そのうち五通は先に述べた一時滞在者の可能性が高い。その他、一三三九年に作成されたヨハネス・ギシの遺言書では、遺言者はクレタでも有力な家系ではあるものの、普段は所領のあるアモルゴス島に居住しており、遺言書も彼が島に所有している財産をめぐるものである。彼もまた、一時滞在者と見なすことができるだろう。⁽⁸⁰⁾ 一方で、一三通と比較的多くの遺言書において近親者以外への遺贈が確認できる。

ラテン系の都市中層の男性と推定される遺言者は、一六通にのぼる。その中では近親者のみへの遺贈が表明されるものが九通、近親者以外への遺贈が表明されているものが七通にのぼる。明らかにギリシア系と思われる人物に遺贈している事例があるほか、一三七三年に作成された、フィレンツェ出身のファキウス・デ・リステイコの遺言書では、ユダヤ人の

友人がいたことをうかがわせる⁽⁸²⁾。

男性の場合も、傾向としてはエリートの出自のほうが非エリートに比べて非近親者との関係がよりはっきりと浮かびあがる。

本節の内容をまとめておくと、寡婦産返金のみを分与しようとしている女性の遺言書や、一時滞在者の遺言書を考慮するとラテン系の出自をもっていたり、その世帯のなかにいると思われる人物については、身分によって遺贈する範囲の広さがはつきり浮かび上がってくるわけではない。しかし、男女を問わずエリート層であれば近親者を越えた遺贈がなされる例がより多く、中層であれば近親者に限られる遺贈がより多くなることは確認できる。

第三節 ユダヤ系とギリシア系の遺言書

続いて、ラテン系ではないユダヤ系とギリシア系の、宗教的内容を含まない遺言書について考えたい。

(一) ユダヤ系

ユダヤ系の人物が残した遺言書は、男女あわせて二四通にのぼり、その全てが遺言執行人の記載のみ、あるいは近親者への遺贈にとどまっている。世帯外に広がる人間関係を確認することはできない。

(二) ギリシア系

ギリシア系の人物が残した遺言書については、男女に分けてみていく。まず、ギリシア系の出自を持つと推定される男性の遺言書は一三通にのぼる。そのうち、近親者以外の人物に言及している遺言書は三通を数えるが、そのうち二通はギリシア系の知人との関係が確認できるのみである⁽⁸³⁾。エスニシティを越える交流が確認できる史料は一通の遺言書のみである⁽⁸⁴⁾。続いて女性の遺言書に移ると、ギリシア系の出自をもつ女性の遺言書一三通のうち、近親者以外への言及がみられるものは一通にとどまる。ギリシア系の夫の家族名を名乗っている女性の遺言書では一三通のうち、四通において近親者以

外への言及がみられる。そのなかでは寡婦産の返金であるにも関わらず、近親者ではない人物が言及される遺言書が一通みられる。⁽⁸⁵⁾

(三) ラテン語で遺言書を残した動機

このように、ユダヤ系やギリシア系の住民が、ラテン語でしかも遺言執行人とわずかの相続人のみを指名するような遺言書を作成する動機は、どこにあるのだろうか。第二章第一節でふれたように、ギリシア語やヘブライ語で証書を作成する公証人がいたことは良く知られている。したがって、ここで挙げた人々がそれぞれの母語でも証書を作成していた可能性がある。実際に、ユダヤ人の遺言書のなかにはより詳細な財産分与を示した他の遺言書が既に作られていることを示すものがあり、⁽⁸⁶⁾ラテン語の遺言書で財産相続のプロセスが完結している訳ではない。むしろ、ラテン語による遺言書作成が、ギリシア系やユダヤ系住民の遺産分与を補完しているのだと考えられる。

こうしたかたちでのラテン語の証書作成をうながす要因として、ラテン語が行政・司法における公式言語であるということは無視できない。とりわけ、第一章第一節において触れたようにカンディアの総督の文書庫に保存されるべき公証人帳簿の言語が、一五世紀なかばまでは全てラテン語もしくはヴェネツィア語で作成されたものに限りていたことは、ラテン語で証書を作成しようとする大きな利点となりえたはずである。こうして公的に保存されることで、財産分与手続きが不調で民事訴訟に至った場合には、当事者の手許の遺言書の真性を書庫内の帳簿との照合によって確かめることができるからである。⁽⁸⁷⁾以上のように半永久的な保存が、支配者によって保証されていることが、たとえ遺言執行人のような限定的な情報であってもラテン語での証書のかたちで残しておくこととする意識・行動に結びついているのだろう。

以上から、ギリシア系やユダヤ系の人々が残した遺言書には、なおラテン語の遺言書には残されなかった人間関係がある可能性が排除できない。しかし、少なくとも残された遺言書や、その動機のなかにラテン系の住民とのあいだの関係を読み取れない場合が多い。

第四節 宗派を越えうる事例

以上、宗教的内容を含まない遺言書について、性別やエスニシティなどの要因から分析してきた。ただし、問題点も浮かび上がる。一つには、特に非エリート層では家族名とエスニシティとの関連性が十分に解明されないこと、いま一つには、この史料群のなかにおいても確認される「宗派を越える」ことが示される事例についての考察が不十分な点である。この二点について考えておきたい。

(一) 身分と交流

ラテン系かギリシア系ということを一且離れ、エリート層と非エリート層という枠のなかで考えた時、両者には人間関係形成に違いがあると言えるのだろうか。この点について、まず男性の遺言書ではエリート層の遺言書三三通のうち一四通において近親者以外への言及が見られるのに対し、非エリート層では五〇通のうち一一通に限られる。女性の場合、自ら名乗る家族名および父方の家族名でみると、エリート層では一九通のうち六通で近親者以外への言及が見られるが、非エリート層では二四通のうち三通に留まる。夫方の家族名でみると、エリート層では三六通のうち一〇通で近親者以外への言及がみられるが、非エリート層では四一通のうち六通に留まる。男女を問わず、エリート層がより多様な関係性をとりむすぶのに対し、非エリート層では親族に限定される傾向が強いことが分かる。

(二) 異宗派婚

遺言者が異宗派婚をしていると推定できる事例は、この史料群のなかでは一一通確認できる。その全てが女性の遺言書である。⁽⁸⁸⁾この史料群のなかにも、「宗派を越える」遺言書があることを示す好例であろう。ただし、一一通のうち九通では遺言書中で言及されるのは近親者に限られており、ここから宗派を越える様々な関係性を読み取ることは難しい。⁽⁸⁹⁾

小括

宗教的内容を含まない遺言書であっても、遺言書が作られた動機や、読み取れる人間関係から多様な「宗派を越える」意識・行動があったことが分かる。しかし、異宗派婚は多いとはいえず、また異宗派婚をしている女性の遺言書においても、父方の宗派と夫方の宗派とのあいだでバランスをとる事例を確認することはなかった。

本章で扱った史料群は、情報の欠損が多いもののそのなかでも分析の結果浮かび上がってくる遺言者の生活や意識の在り方は、宗派間に心理的な意味での線が引かれていたとする、本稿第二章における考察を覆すものではないといえる。

おわりに

序言の問題設定に戻り、カンディア市の状況に照らした二つのキリスト教世界のあいだのフロンティアをめぐる問題の是非について考えてみたい。まず、地理的にみた場合には都市および都市域とそれ以外の地域ということであれば棲み分けは成立していたようにもみえる。しかし、そもそもラテン系住民が絶対的少数でギリシア系住民が絶対的多数という状況であることを考慮すれば宗派別人口のコントラストが生じるのは当然のことと言えるだろう。むしろ、重視すべきは当初はラテン系住民の人口が集中していたと思われるカンディアの都市域においても、ギリシア系住民の流入の結果、宗派別の境界線や境界域を設定することが年代を追うごとに難しくなっていくという点である。一四世紀にはすでに宗派別の教会分布はモザイク状を呈し、地理的な概念としての棲み分けは成立していない。異なる宗派の人々が日常的に接しコミュニケーションをとることを余儀なくされる、そのような空間が成立していたはずである。

他方で、個々の都市民の行動・意識に目を向けたときには、排他的な傾向が浮かび上がってくる。「宗派を越える」意識・行動がみられることもあるが、その多くはラテン系住民もしくはエリート層に特徴的な意識・行動であり、中間層には少

ないこと、また日常的交流が多く確認できる一方で、婚姻などの「強い」つながりを持つていたことを示す史料は少ない、ということも明らかとなってきた。以上の分析はラテン語の遺言書のみによるもので、やはり作成されていただろうが失われたギリシア語やヘブライ語の遺言書を踏まえてはいないという嫌いはある。しかし、支配者の言語であるラテン語で文書を作成することに利便性を感じているギリシア系住民の宗教心性においてもこのような特徴が浮かび上がってくるということが、逆に本稿の主張の説得性を高めてもいるだろう。カンディア市においてヴェネツィアの統治システムがギリシア系住民にも受け入れられてうまく機能しつつも、それはギリシア系住民がローマ・カトリックに強い関心を寄せることにはつながっていなかった、ということを端的に示している。

カンディア市においてフロンティアは明確な地理的な線あるいは境界のかたちをとることはない。しかし、市内の生活者の目線でみれば宗派的な境界というものは、きわめて明確なかたちで存在していたのだといえる。こうした見えないフロンティアこそが、ローマ・カトリック世界とビザンツ世界のあいだの関係を考える時には重要となってくるのではないだろうか。少なくともクレタ島の事例に則するかぎり、三つの世界の鼎立という図式を単純に中世地中海にあてはめることはできないのではないだろうか。

註

(1) こうした問題意識について触れた書物としては、例えば、以下が代表的である。*Medieval Frontiers: Concepts and Practices*, eds. D. Abulafia and N. Berend (Aldershot, 2002).

(2) この点については、一世紀のビザンツの国境域の在り方を、それぞれ北方と西方から論じた以下の二つの論考において、対比的に述べられる。北部境界域については、根津由喜夫「一世紀後半のドナウ流域地方―ペチェネグ人との共生空間―」井上浩一・根津由喜夫編『ビザンツ―交流と共生の千年帝国―』昭和堂、二〇一三年、一四七―一六八頁。西部境界域については、井上浩一「ノ

- ルマン戦争にみるビザンツ帝国の存続要件—中央政府と地域社会—」前掲書一六九—二〇四頁。
- (3) 「一〇五四年のシスマとスルタ」 S. Rumsinan, *The Eastern Schism. A Study of the Papacy and the Eastern Churches during the Eleventh and Twelfth Centuries*. (Oxford, 1955). なお、近年の議論については E. Chrysos, "1054: Schisma? Cristianità d'occidente e cristianità d'oriente (secoli VI-XI): 24-30 aprile 2003 (Settimane di studio del Centro italiano di studi sull'alto Medioevo 51), vol. 1, pp. 547-571.
- (4) D. Tsougarakis, *Byzantine Crete: From the 5th Century to the Venetian Conquest*. (Athens, 1988).
- (5) 拙稿「二〇〇四年とクレター—外部勢力支配地域と中央政府の関係の変容—」井上浩一・根津由喜夫編『ビザンツ—交流と共生の千年帝国—』昭和堂、二〇一三年、二一四頁（以下、拙稿「二〇〇四年とクレター」と略）。
- (6) オスマン帝国によるクレタ支配については、以下を参照のこと。M. Greene, *Shared World: Christians and Muslims in the Early Modern Mediterranean*. (Princeton, 2000).
- (7) 移住者の総数については、研究者によって異なる見解がある。それぞれの研究者の見解については、拙稿「中世後期クレタにおける教会とコミュニティ」『史林』第八九巻第二号、二〇〇六年、六九頁の注三を参照のこと（以下、拙稿「教会とコミュニティ」と略す）。
- (8) こうした入植状況を示した認可状については、*Urkunden zur Aleren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit Besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante*, eds. G. L. Tatal and G. M. Thomas, vol. 2. (Vienna, 1856; repr. Amsterdam, 1964), pp. 129-142, doc. 229, doc. 230, pp. 234-249, doc. 263; p. 314, doc. 284; pp. 270-480, doc. 322. また以上の文書から得られる情報については、高田京比子「中世地中海における人の移動—キプロスとクレタの「ヴェネツィア人」—」前川和也編著『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、一九六—一九七頁。
- (9) このことは教区としてのクレタのカトリック化の一環ととらえられる。議論の詳細については、拙稿「教会とコミュニティ」七四—八二頁。
- (10) 反乱の動態については、以下を参照のこと。S. Borsari, *Il dominio veneziano a Creta nel XIII secolo*. (Naples, 1963). また、拙稿「二〇〇四年とクレタ」二二二—二二六頁では一三世紀中葉までの反乱について論じ、拙稿「アレクシオスは平和の仲介者か—一二九年前後のクレタにおけるヴェネツィア支配とギリシア人—」服部良久編『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ

- 史―紛争と秩序のタペストリー』『ネルヴァ書房、近刊予定では一九九九年の反乱について論じている。
- (11) L. De Monacis, *Chronicon de rebus venetis ab U. Cad annum MCCCLIV*, ed. F. Cornelius, *Rerum Italicarum Scriptorum*, vol. VIII, appendix X) (Venice, 1758).
- (12) 拙稿「二〇〇四年とクレタ」二二二―二二七頁。
- (13) G. Gerola, *Monumenti veneti nell'isola di Creta*, Avols, (Venice, 1905-1932).
- (14) ケローラが撮影した写真の目録および写真の一部が出版されている。Creta veneziana, eds., S. A. Curuni and L. Donati (Venice, 1988).
- (15) M. Georgopoulou, *The Meaning of the Architecture and the Urban Layout of Venetian Candia: Cultural Conflict and Interaction in the Late Middle Ages*. Ph. D dissertation, (University of California, 1992) (以下、Georgopoulou, *The Meaning* と略)。
- (16) *Iidem*, *Venice's Mediterranean Colonies: Architecture and Urbanism*, (Cambridge, 2001) (以下、Georgopoulou, *Mediterranean* と略)。
- (17) *ibid.*, pp. 171-191と「わけ」p.182, fig. 118において示された二二〇三年のカンディア市の教会トポグラフィと、p.183, fig. 119において示された二二三三年の教会トポグラフィの変化が重要である。以下で、ヨルゴブルは二三五の教会施設にそれぞれ番号を割りふっており(以下、教会番号とする)それぞれ宗派を示している。
- (18) *ibid.*, p.182, fig. 118, p.183, fig. 119において示された聖フォティニ教会(教会番号二九)と聖ミケル教会(教会番号三〇)。
- (19) *ibid.*, p.182, fig. 118, p.183, fig. 119において示された聖ジャコモ教会(教会番号五二)、「聖救世主教会(教会番号五九)」、「聖マリア＝カプチン会修道院(教会番号六七)」、「最初所有者である司祭の家门名にちなみ、カストウリのクリスト教会と称される教会堂(教会番号八七)」、「聖ゲオルギオス女子修道院(教会番号一一)の五つの教会施設が相当する。Georgopoulou, *The Meaning*, pp. 244-245.
- (20) *ibid.*, p. 183, fig. 119において示されたクリスト＝キ教会ないし、初期の教会堂所有者の一人であるケファアラと称される教会堂(教会番号二二)、「聖デメトリオス教会(教会番号三三)」が相当する。Georgopoulou, *The Meaning*, pp. 227-229.
- (21) カンディアのユダヤ人地区の歴史については、D. Jacoby, "Inquisition and Converts in Crete and Negroponte the 14th and 15th Centuries", *Sefunot: Annual for Reserchon the Jewish Communities in the West*, 8 (1964), pp.299-318に詳しく。また建築史の観点

- からみたユダヤ人地区の在り方については、Georgopoulou, *Mediterranean*, pp. 192-210.
- (22) S. McKee, *Uncommon Dominion: Venetian Crete and the Myth of Ethnic Purity*, (Philadelphia, 2000) (以下、McKee, *Uncommon* と略)。
- (23) *Wills from Late Medieval Venetian Crete 1312-1420*, ed. S. McKee, 3vols., (Washington, D. C., 1998) (以下、*Wills* と略)。
- (24) 特にギリシア語の公証人に関しつは、以下を参照の事。Ch. Maltzew, "Portrait of the Notary in the Latin-Ruled Greek Regions of the Fourteenth Century", in: *Geschichte und Kultur der Palaiologenzeit*, ed. W. Seibt, (Vienna, 1996), pp.121-131.
- (25) イタリア都市における公証人の業務に関しては、清水廣一郎「中世イタリア都市における公証人―民衆の法意識との関連―」「イタリア中世の都市社会」岩波書店、一九九〇年、四五―六五頁、徳橋曜「中世イタリアにおける都市の秩序と公証人」歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、二〇〇〇年、二六三―二九六頁。
- (26) McKee, *Uncommon*, pp. 108-115.
- (27) マッキーの集計作業では、六五三名のラテン系住民とギリシア系住民の合計が六五三名あり、ギリシア系正教会やその司祭たちに遺贈する遺言書が一・一九通(全体の一六%)、ローマ・カトリックの聖職者とローマ・カトリックの宗教団体に排他的に遺贈するものが283通(全体の四三%)とされていることで、その残りが「宗派を越える」性格を持つかのように読み取らせる書き方をしているが、この点は後ほどふれるようにミスリーディングである。Ibid., pp. 107-108.
- (28) Ibid., pp. 108-115.
- (29) カトリックの教会施設がカンディアなど港湾都市に集中していることについては、ゲローラの調査においても明らかにされている。Gerola, *op. cit.*, vol. 2.
- (30) ギリシア語の聖職者の位階名等がそのままラテン・アルファベット表記されている点については、拙稿「教会とコミュニティ」、八三―八五頁をみよ。
- (31) McKee, *Uncommon*, pp. 108-115なお、政治的關係については、拙稿「中世後期クレタの政治指導者層におけるギリシア系家門―スミルナ十字軍期(一三三〇―一三五〇)を中心に―」『史林』第九二巻第六号、六三―九九頁において分析している(以下、拙稿「スミルナ」と略す)。
- (32) Ibid., pp. 111-113. なお、マッキーはこうした特徴はギリシア人男性の遺言書にはみられないとする。

- (33) *ibid.*, p. 100.
- (34) *ibid.*, Will 790.
- (35) *ibid.*, Will 135, 219, 221, 265, 418, 440, 444, 469, 498, 529, 650, 678, 691, 701, 772.
- (36) *ibid.*, Will 74, 119, 172, 304, 480, 616, 687.
- (37) *ibid.*, Will 45, 54, 229, 501, 591, 592. それらの遺言書のうち Will 45 のニコラウス・プラキナの遺言書や、Will 54 のヨハネス・イアリナの遺言書については、当時の政治的情勢と絡んだ、ヴェネツィア系有力者への表向き、妥協の側面が強い。以上の点については、拙稿「スニムルナ」一八七頁を見よ。
- (38) 例外的に、*ibid.*, Will 114 のモエンのカリは、地名姓である。おそらくカリは解放奴隷であり、もともと家族名をもっていないか、たか、出身地であるモエンから離れたカンディアにおいてわざわざ家族名を名乗る意味がないと判断したのだろう。
- (39) *ibid.*, Will 16, 17, 125, 175, 198, 224, 253, 266, 326, 372, 425, 482, 525, 536, 539, 547, 560, 657, 660.
- (40) *ibid.*, Will 345, 366, 693.
- (41) *ibid.*, Will 611.
- (42) *ibid.*, Will 315.
- (43) *ibid.*, Will 114.
- (44) *ibid.*, Will 125, 315, 326, 345, 366, 372, 425, 525, 547, 611, 660.
- (45) *ibid.*, Will 17, 175, 266, 326, 539, 560.
- (46) *ibid.*, Will 253.
- (47) *ibid.*, Will 693.
- (48) *ibid.*, Will 16, 224, 253, 482.
- (49) *ibid.*, Will 418.
- (50) *ibid.*, "Tem dimitto yperpera in cretensia currentia viginti ecclesie Sancti Michaelis Archangeli, ubi volo seperiri, quia ibi doctus fui litteras grecas..."
- (51) ヨロゴブルの研究によれば、カンディア市内あるいは郊外にある、聖ミカエルを冠した教会は四つの施設を数えるが、その全て

- においてサクリキ家との関係が示唆されない。Georgopoulou, *The Meaning*, pp. 227, 232, 233, 238, 239.
- (52) この公証人の公証人帳簿の一部が現存しており、その検討をしたライウによって、ギリシア系の顧客の依頼を比較的多く受けていたことが明らかにされている。ステファヌスにとってギリシア語習得は、ギリシア系住民とのコミュニケーションを図り、自分の業務を必要とするギリシア系住民の顧客の信頼を得るうえで寄与するところが大きかったのだと云。A. E. Laiou, "Quelques observations sur l'économie et la société de Crète vénitienne", in: *Bisanzio e l'Italia raccolta di studi in memoria di Agostino Pertusi*, ed. A. Pertusi, (Milan, 1982), pp. 177-198 (repr. in: *Idem, Gender, Society, and Economic Life in Byzantium*, (London, 1992), no. X).
- (53) 先の、入植者を夫に持ち、ギリシア系の出自が確認できる4名の女性の遺言書もある。Will 16, 224, 253, 482.
- (54) S. McKee, "Households in Fourteenth-Century Venetian Crete", *Speculum*, 70 (1995), pp. 55-65.
- (55) *Wills*, Will 266, 547, 657, 678, 701.
- (56) たゞせばデ・モナチスの年代記の描写では、正教会修道士のミレトスが入植者たちを殺害していく場面は、ミレトスは彼らの住まう農村を順々に回っている。モナチスの記述を信用するならば、入植者たちは農村に生活の基盤をおきながら、必要に応じてカントニアに出づくる生活を送っていたことになる。De Monacis, *op. cit.*, p. 179.
- (57) *Wills*, Will 219, 221, 265, 304, 498, 650, 687, 691.
- (58) *ibid.*, Will 3, 8, 12, 20.
- (59) *ibid.*, Will 69, 89, 99, 195, 302, 303, 331, 348, 508, 561, 572, 583, 586, 615, 619, 704, 742, 744, 718, 786.
- (60) *ibid.*, Will 391, 542.
- (61) *ibid.*, Will 14, 111, 173, 216, 265, 401, 424, 436, 457, 459, 464, 472, 516, 604, 618, 629, 651, 673, 712, 723.
- (62) S. Chojnacki, "In Search of Venetian Patriciate: Families and Factions in the Fourteenth Century", in: *Renaissance Venice*, ed. J.R. Hale, (London, 1973), pp. 72-73.
- (63) 一四世紀の公証人文書を校訂したガスパリスは各文書の要約部分において、ラテン系と思われる人物はローマ・アルファベットによって、ギリシア系と思われる人物はギリシア・アルファベットによって表記している。この中には、Surlanoはギリシア・アルファベットによって表記されていることから、ガスパリスはギリシア系と判断していることがわかる。Franciscus de Cruce, *Notario in*

Candia 1338-1339, ed. Ch. Gasparis. (Venice, 1999).

- (64) *Wills*, Will 40, 122, 136, 155, 184, 212, 228, 288, 466, 468, 510, 553, 579, 601, 622, 640, 661, 725, 730.
- (65) *ibid.*, Will 184, 212, 288, 466, 601, 622, 640, 661.
- (66) *ibid.*, Will 725.
- (67) *ibid.*, Will 730.
- (68) *ibid.*, Will 228. ここでは、ヨハネス・スリアノの妹の奴隷と遺言人ニコラウス・ハブラモとの間にできた子供への遺贈が表明されているだけで、実際に親交があったかどうか不明である。
- (69) *ibid.*, Will 510. ドミニカ・ピサーニの遺言書。ただし、この人物の遺言書も、史料にあらわれる交友関係を検討すると、その多くはギリシア系の可能性の強い非入植者の女性である。したがってドミニカも出自がギリシア系で、ギリシア語の女性名 *Kynguzyn* をラテン語に直して通名として使っていた可能性が高い。
- (70) *ibid.*, Will 40. テオドラ・スリアノの遺言書。この史料では、入植者のペトルス・パンタレオが、遺言書の作成に協力した見返りとして遺贈を受けている。
- (71) このカテゴリに入る家族は、既にクレタにおける特権を失っている可能性もあるが、特権を喪失していると見なせる積極的な理由がないため、特権的身分として分類した。史料的には *ibid.*, Will 281 のカテリナ・ペリーニョの遺言書の一通のみである。
- (72) 父方の出自については、不明な遺言書が六七通を占めている。これらの遺言書について異宗派婚の有無を判断することは難しい。
- (73) 注七二と同じ理由から、出自としてギリシア系であるのかラテン系であるのかを判断することは、このカテゴリの史料の女性の遺言者の場合には困難が伴う。
- (74) ユダヤ系の住民が遺言書を作成する際にも、キリスト教徒と同じ書式が採用されているため、当然のことながらプロトコルは神への祈りで始まる。こうしたキリスト教的価値観の強い遺言書を、なぜユダヤ系の住民が作成したのかについては、後述することとした。
- (75) *ibid.*, Will 11, 292, 294, 379, 521, 406, 409, 479, 598, 664, 668, 688.
- (76) *ibid.*, Will 292, 294, 521, 598, 664, 668, 688.
- (77) このことを明確に規定した法規範はないが、高田京比子「一三世紀前半におけるヴェネツィア都市法の変遷とその背景」『西洋史

学』第一九二号、一九九八年、六七頁においては、船上やネグロポンテで作成された遺言書の例が示されている。それらの遺言書は、ヴェネツィアにある財産の直接分配をおこなわず、身近にいる人物に遺言執行人への伝言を託したことを証明する、という文書形式をとっており、本稿で扱う事例と近似している。

(7) *ibid.*, Will. 292, "Datus et missus in Venetis per ser Iacomello Baroci..."

(7) *ibid.*, Will. 294.

(8) *ibid.*, Will. 479.

(8) *ibid.*, Will. 267, 453, 503.

(8) *ibid.*, Will. 92.

(8) *ibid.*, Will. 236, 661.

(8) *ibid.*, Will. 458, 一三三三年に作成された、デイミトリウス・タラシノの遺言書。この中では、遺言者が有力なヴェネツィア系入植者のムダッツィオ家との間に縁戚関係があることが示唆される。

(8) *ibid.*, Will. 468, 一三三五年に作成された、ヨハネス・スリアノの妻カリの遺言書。

(8) *ibid.*, Will. 762.

(8) ヌレタにおける民事訴訟をめぐっては、E. Santschi, "Aspects de la justice en Crète vénitienne d'après les Memoriali du XIV^e siècle", *Koninkde Kogonkei*, 24 (1972), pp. 294-324; A. Viggiano, "Tra Venezia e Creta. Confituttualità giudiziarie, identità sociali e memorie familiari nello Stato *Da Mar del quattrocento*", in: *Venezia e Creta. Atti del convegno internazionale di studi. Iraklion-Chania. 30 settembre-5 ottobre 1997*, ed. G. Ortali, (Venice, 1998), pp. 107-149; 拙稿「中世クレタの法廷における異文化コミュニケーション」服部良久編『中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序』研究成果報告書Ⅰ『京都大学文学研究科』二〇一一年、一五〇—一五七頁。

(8) *Wills*, Will. 25, 117, 288, 395, 407, 445, 291, 392, 563, 637, 766.

(8) これらの史料のなかで、*ibid.*, Will. 766のヨハネス・イアリナの妻マリソリの遺言書については、イアリナ家の抱えていた事情から以前、考察した。拙稿「スニェルナ」を参照のこと。